



図2

9 5年前の住居の所在地

9 5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか

現在と同じ場所  
同じ区・市町村内の他の場所  
他の区・市町村  
外国

・平成 年10月1日より後に生まれた人については、出生後にふだん住んでいた場所を記入してください

・5年前に、同じ市内の他の区に住んでいた場合は、他の区・市町村に記入してください

・他の区・市町村の場合は、都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)

都道府県  
市郡  
区町村

(住んでいた場所を記入)  
(左づめで記入)

これらについては、平成27年の本調査の調査時点(平成27年10月1日)と前回の22年の本調査(以下「前回調査」という。)の調査時点(基準期日:平成22年10月1日)との間の23年3月に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害を受け、大規模な人口移動が起きていることから、当該震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するために追加するものである。

これらにより得られるデータは、大規模災害等の発生時における影響の推計やその後の復興状況の評価等に資するものと認められることから、当該追加は適当である。

(イ) 「住宅の床面積」の削除

住宅に関する調査事項について、本申請では、図3のとおり「住宅の床面積」を削除する計画である。

図3

住宅の床面積

(4) 住宅の床面積の合計(延べ面積)	20㎡未満	20～30㎡未満	30～40㎡未満	40～50㎡未満	50～60㎡未満	60～70㎡未満	70～80㎡未満
・居住室のほか、玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます	○	○	○	○	○	○	○
・営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください	○	○	○	○	○	○	○
	80～90㎡未満	90～100㎡未満	100～120㎡未満	120～150㎡未満	150～200㎡未満	200～250㎡未満	250㎡以上

これについては、本調査事項は、前回調査では各調査事項の中で最も記入状況が悪く、平成27年国勢調査第2次試験調査(平成25年6月に実施)において設問配置の工夫を行うなどの改善方を模索したものの記入状況の改善が図れなかったこと、本調査事項に関するデータは、住宅・土地統計調査(総務省所管基幹統計調査)の結果による代替が可能と考えられること等から、適当である。

イ 報告を求めるために用いる方法の変更等

(ア) 調査組織の変更(集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託)

調査組織について、本申請では、大規模な集合住宅や社会福祉施設等(以下「集合住宅等」という。)において、その管理会社や施設の運営法人等(以下「管理会社等」という。)への調査員業務の委託を可能とする計画である。

これについては、当該委託により、管理会社等の管理人など集合住宅等及びこれらに居

住する世帯に詳しい者が調査員業務を実施することとなるため、調査実施の円滑化が図られること、調査員の確保が困難となっていく中で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における調査員確保業務の負担軽減に寄与するものであること等から、適当である。

#### （イ）報告を求めるために用いる方法の変更

##### オンライン調査の全国展開等

報告を求めるために用いる方法（以下「調査方法」という。）について、本申請では、前回調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国展開するとともに、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築することを計画している。

また、オンラインによる回答を推進するため、紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式（オンライン先行方式）により、調査を実施する計画である。

これらについては、正確かつ効率的な統計の作成や調査対象世帯の負担軽減・利便性の向上に寄与するものと認められることから、適当である。

##### 任意封入方式の導入

調査方法について、本申請では、報告者から調査員への調査票の提出方法に関し、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式から、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更する計画である。

これについては、調査員による高齢者世帯等への記入支援や記入内容の確認の円滑化、誤記入等による記入不備の改善等に寄与するものであることから、適当である。

##### 郵送回収方式の市町村長による採否

調査方法について、本申請では、調査票の郵送回収を調査方法の一つとして原則としつつ、市町村の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とするように変更する計画である。

これについては、比較的規模の小さな市町村では、調査員による回収が大きく機能し、郵送回収を必ずしも必要としない場合があること、郵送回収を行わない場合でも、調査票の封入提出の活用やオンラインによる回答により、プライバシー意識の強い報告者について、当該意識への配慮や回答機会が確保されることから、適当である。

##### 調査員による他計報告調査の併用

調査方法について、本申請では、「住宅の建て方」等に関する調査に当たり、報告者自ら報告する自計報告方式から、原則として調査員による他計報告方式に変更する計画である。

これについては、当該調査事項は調査員が外観等から把握が可能であることから、適当である。

#### （ウ）調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策

今回、総務省は、民間事業者によるコールセンターにおいて、従来の調査対象世帯からの照会への対応に加え、新たに調査員からの照会にも対応する等の措置を講じる計画である。

これについては、オンライン調査の全国展開等に伴い増加が予想される市町村の調査対象世帯等からの照会対応業務について、その負担軽減に寄与するものであることから、適当である。

#### ウ 集計事項の変更及び調査結果の公表期日の早期化

今回、総務省は、オンライン調査の全国展開などに伴う産業・職業の機械的な符号格付<sup>(注)</sup>の導入による効率化や産業・職業の同時格付などの事務処理の見直しによって、

集計事項については、集計体系を見直し、従来、異なる時期に別個に作成・公表していた産業等基本集計及び職業等基本集計について、就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表として一体的かつ同時に作成・公表すること

調査結果の公表については、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回調査における3年1か月から2年3か月に短縮し、公表時期の早期化を図ることを計画している。

このうち、集計事項については、就業者の職業と勤務先の産業は密接な関連があることから、両者を一体的に集計・公表することは統計の有用性の向上に寄与するものであり、また、調査結果の公表については、調査実施から調査結果の最終公表までの期間の短縮は研究者等の利用ニーズに応えるものであることから、いずれも適当である。

(注) 調査対象者が記載した勤務先の産業や職業について、統計処理が可能となるよう、分類基準に従い、分類符号を付与すること。

## 2 諮問第18号の答申「国勢調査の変更について」(平成21年9月14日付け府統委第73号)における今後の課題及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)における指摘への対応状況について

本調査については、前回調査に係る統計委員会の答申(諮問第18号の答申 国勢調査の変更について(平成21年9月14日付け府統委第73号)。以下「前回答申」という。)における今後の課題及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、以下の3事項に関する検討等の必要性が指摘されている。

前回調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討

調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討

調査結果の一層の公表時期の早期化

これらの指摘に関する総務省の検討状況の概要は、別添のとおりである。

別添の総務省の検討状況については、次の点が認められることから、前回答申及び基本計画の指摘事項に関する対応として評価できる。

前回調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討について

平成23年度以降、「平成27年国勢調査計画会議」や「平成27年国勢調査有識者会議」等において、調査事項や調査方法等の改善について、前回調査以降の社会経済情勢の変化・ニーズ(平成23年3月の東日本大震災の発生に伴う大規模な人口移動等)や前回調査の実施状況(各調査事項の記入状況等)を踏まえて検討を行い、その結果により想定された改善方策に関

し、試験調査の中で有効性や問題の有無等を検証した上で、27年の本調査において、以下の調査事項及び調査方法の変更を行うことを計画していること。

#### 調査事項

- ・ 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」の追加
- ・ 「住宅の床面積」の削除

#### 調査方法

- ・ オンライン調査の全国展開
- ・ オンライン調査の実施に当たってのオンライン先行方式の採用
- ・ スマートフォンにも対応するオンライン調査システムの構築
- ・ 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託
- ・ 任意封入方式の導入
- ・ 郵送回収方式の市町村長による採否

#### 調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討について

平成25年の第2次試験調査において、4名連記式と3名連記式の2種類の調査票を用いて調査し、その報告者から各連記式の記入のしやすさについてアンケート調査を実施するとともに、当該試験調査に携わった調査員や地方公共団体からの意見聴取を行った。これらの結果等を踏まえて、調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否を検討した結果、調査の効率的かつ円滑な実施等の観点から、当該変更を行わないとの結論を得たこと。

#### 調査結果の一層の公表時期の早期化について

「平成27年国勢調査計画会議」等において、調査の各段階における作業期間の短縮の余地を検討して、産業・職業の機械的な符号格付の導入等により、集計段階の作業期間の短縮が可能であることを明らかにし、これを踏まえ、平成27年の本調査において、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回調査における3年1か月から2年3か月に短縮し、公表時期の早期化を図ることを計画していること。

### 3 今後の課題

本申請による平成27年の本調査に係る計画の変更では、調査方法については、オンライン調査の全国展開、任意封入方式の導入、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等、また、調査事項についても、東日本大震災の影響把握の観点からの調査事項の追加等、重要な変更が多数行われることとされている。

また、これらの変更については、前述2のとおり、総務省において事前に様々な検討を行った上で実施することとしているものであるが、平成27年の本調査の実施時には、想定外の事象が生じる可能性も否定し得ないところである。

このようなことから、総務省は、平成32年の本調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとする必要がある。

[別添]

表 前回答申及び基本計画の指摘事項に関する総務省の検討状況

前回答申等の指摘事項	指摘事項に関する総務省の検討状況の概要
<p>前回調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討</p> <p>[前回答申の今後の課題] 平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。</p> <p>[基本計画における指摘] 国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。</p>	<p>本調査の調査事項、調査方法等の改善について、総務省統計局内の関係者で構成する「平成 27 年国勢調査計画会議」（平成 23 年 10 月に設置）や外部有識者及び地方公共団体を構成員等とする「平成 27 年国勢調査有識者会議」（平成 25 年 6 月に設置）等の関係会議において検討を行うとともに、想定される改善方策の妥当性等を検証するため、平成 27 年国勢調査試験調査を 3 回（第 1 次試験調査：平成 24 年 7 月に全国 14 市町で実施、第 2 次試験調査：平成 25 年 6 月に全国 14 市区町で実施、第 3 次試験調査：平成 26 年 6 月に全国 52 市区で実施）実施した。これらの検討等の結果は、以下のとおりである。</p> <p>調査事項</p> <p>( )社会経済情勢の変化・ニーズを踏まえた改善 前回調査の実施後の平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害を受け、大規模な人口移動が起こったことから、当該震災後初めての人・世帯に関する全数調査である 27 年の本調査において、当該震災の影響を人口移動等の観点から把握する必要性が生じた。 このため、平成 27 年国勢調査計画会議等において、前回調査以降、東日本大震災を挟んだ 5 年間における人口移動の状況の把握を目的とした調査事項の追加を検討した結果、新たな調査事項として「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を追加することが有用と想定され、かつ、これらの事項について 3 回の試験調査で検証等を行ったところ、特に記入上の問題等が無いことも確認された。 以上のことから、平成 27 年の本調査の調査事項として、「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を追加することが適当との結論に至った（本文 1-(2)-ア（ア）参照）。</p> <p>( )前回調査の実施状況を踏まえた改善 本調査の調査事項のうち「住宅の床面積」については、前回調査では各調査事項の中で最も記入状況が悪いものであったことから、その改善を図る必要があった。 このため、平成 27 年国勢調査計画会議等において、回答方式や設問配置の工夫による改善方策を検討し、その効果を第 2 次試験調査において検証したが、改善を図ることはできなかった。これに加え、本調査事項に係るデータについて、他の統計調査の結果による代替可能性等を検討した結果、住宅・土地統計調査の結果により代替が可能と判断された。 以上のことから、本調査事項については、平成 27 年の本調査の調査事項から削除することが適当との結論に至った（本文 1-(2)-ア（イ）参照）。</p> <p>調査方法</p> <p>( )社会経済情勢の変化・ニーズを踏まえた改善 国勢調査については、近年、個人情報意識の高まりやオートロックマンションの増加等により、調査困難なケースが増加しつつある。一方、情報通信技術の急速な発展に伴い各種の統計調査に導入されつつあるオンライン調査については、国勢調査においても、前回調査の際に東京都で試行的に導入されたところであるが、報告者の負担軽減・利便性の向上による回収率の向上等が期待されることから、その導入地域の更なる拡大を図る必要がある。 これらのことを踏まえ、平成 27 年国勢調査計画会議等において、調査方法の改善方策を検討した結果、以下の方策の実施が効果的であると想定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン調査を全国展開すること。</li> <li>・ オンライン調査の実施に当たって、紙の調査票の配布に先行してオンライン調査の回答期間を設定する方式（オンライン先行方式）を採用すること。</li> <li>・ スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築すること。</li> </ul> <p>このため、当該方策の有効性や問題の有無等について、第 1 次及び第 2 次試験調査で検証等を行った結果、当該方策には相当程度の有効性があり、かつその実施に特段の問題もないことが確認された。 以上のことから、平成 27 年の本調査の調査方法として、オンライン調査の全国展開等の方策を講じることが適当との結論に至った（本文 1-(2)-イ-(イ)-参照）。</p> <p>( )前回調査の実施状況を踏まえた改善 本調査の調査方法について、前回調査では、改善方策の検討を必要とする課題とし</p>

	<p>て以下のようなものが認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合住宅等の管理人など集合住宅等の居住世帯に詳しい者に調査員業務を行ってもらうことは、調査実施の円滑化等に寄与するものであるが、調査員報酬は制度上、調査員本人に支払うこととなっていることから、管理人が管理会社等に雇用されている場合、調査員報酬を受け取ることができないとの理由で、当該管理人等に調査員業務を受託してもらうことができない事例が多数発生した。</li> <li>・ 報告者から調査員への調査票の提出方法として、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式を導入した結果、調査員が調査票の回収時に記入内容の確認や記入指導等が行えないため不詳が増加し、また、これに伴い、市町村における調査票の審査事務の負担も膨大となった。</li> <li>・ 調査方法の一つとして、郵送回収方式を導入したところ、多数の市町村から、記入不備に伴う審査事務の負担増等を理由として郵送回収の見直しを求める意見が提示された。</li> </ul> <p>これらのことを踏まえ、平成 27 年国勢調査計画会議等において、調査方法の改善方策を検討した結果、以下の方策の実施が効果的であると想定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合住宅等の管理会社等の管理人等への調査員業務の委託については、管理会社等との間で調査員業務の委託契約を締結し、当該業務に対する報酬を管理会社等に支払うことにより、当該委託を可能とすること。</li> <li>・ 報告者から調査員への調査票の提出方法については、全封入方式から、封入する可否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更すること。</li> <li>・ 郵送回収方式については、市町村の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とすること。</li> </ul> <p>このため、当該方策の有効性や問題の有無等について、第 1 次及び第 2 次試験調査で検証等を行った結果、当該方策には相当程度の有効性があり、かつその実施に特段の問題もないことが確認された。</p> <p>以上のことから、平成 27 年の本調査の調査方法として、集合住宅等の管理会社等の管理人等への調査員業務の委託等の方策を講じることが適当との結論に至った（本文 1 - ( 2 ) - イ - ( ア ) 及び ( イ ) - 、 参照）。</p>
<p>調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討</p> <p>[前回答申の今後の課題] 調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。</p>	<p>平成 25 年 6 月に、14 市区町の 168 調査区を対象として、4名連記式及び3名連記式の2種類の調査票を用いて第2次試験調査を実施し、当該調査においてオンライン回答をしなかった世帯に対して、更に各連記式の調査票への記入のしやすさに関するアンケート調査を行い、その結果等を踏まえ、4名連記式から3名連記式への変更の可否を検討した。その検討結果は以下のとおりである。</p> <p>アンケート調査の結果では、4名連記式と3名連記式の間で「記入しやすかった」と及び「記入しにくかった」との回答の割合に大きな差は無かった。</p> <p>第2次試験調査を担った調査員及び地方公共団体からは、次のような意見が多数寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3名連記式の調査票と4名連記式の調査票は、文字や全体の見やすさの点で大きく変わらないこと。</li> <li>・ 3名連記式の調査票を使用する場合、4人世帯には2枚目の配布が必要となるため、調査票の不足連絡、受付整理事務及び審査事務が煩雑になり、調査員の事務負担にもなること。</li> <li>・ 前回の平成 22 年国勢調査の結果では、4名以上世帯の割合が 22.2%、5名以上世帯の割合は 7.8%となっていたため、調査票様式を4名連記式から3名連記式に変更した場合、2枚目の調査票を配布する割合が、3倍程度増えることになること。</li> </ul> <p>上記 及び を踏まえ、平成 27 年の本調査においては、調査の効率的かつ円滑な実施等の観点から、4名連記式から3名連記式への変更は行わないとの結論に至った。</p>
<p>調査結果の一層の公表時期の早期化</p> <p>[基本計画における指摘] 調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。</p>	<p>平成 27 年国勢調査計画会議等において、調査結果の一層の公表時期の早期化を図るため、調査票の配布、回収、審査、集計、公表等調査の各段階における作業期間の短縮の余地等を検討した結果、産業・職業の機械的な符号格付の導入等により、集計段階の作業期間の短縮が可能であることが明らかになった。</p> <p>これを踏まえ、平成 27 年の本調査において、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回調査における3年1か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から2年3か月（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮し、公表時期の早期化を図ることが適当との結論に至った。（本文 1 - ( 2 ) - ウ参照）。</p>



## 第 57 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 19 日（金）14:00～15:20
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
  - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
  - （専 門 委 員） 加藤 久和、山田 育穂
  - （審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
  - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課：岩佐課長ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 「国勢調査の変更について」
- 5 概 要
  - （1）「平成 27 年国勢調査第 3 次試験調査 実施状況等結果の概要（速報）」について  
 総務省統計局から、「平成 27 年国勢調査第 3 次試験調査」（調査期日：平成 26 年 6 月 19 日）の実施状況等結果の概要（速報）について報告があった。  
 委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。
    - ・ オンライン回答に係る世帯アンケートにおいて、操作が簡単であったと答えた者の割合は、パソコンによる回答者よりスマートフォンによる回答者の方が低いことから、スマートフォンの操作は難しいとも読み取れるが、スマートフォンによる回答は難易度が高いのか。  
 スマートフォンは画面が小さいためパソコンであれば同一画面上に表示可能な注意書きも他の画面を参照するような仕組みにせざるを得ないこと等から、画面の制約に起因する使い勝手の悪さにより、これを利用した回答がやや敬遠された面があるかもしれない。
    - ・ 調査書類の配布誤りなども若干発生しており、限界はあるとしても、これらの誤りを可能な限り少なくする取組を今後も続けることは重要である。
  - （2）答申案について  
 審議の 4 回目として答申案の審議を行い、その結果、答申案は適当であるとされた。答申案は、平成 26 年 10 月 20 日に開催予定の第 80 回統計委員会において、部会長から報告することとされた。
- 6 今後の予定  
 審議が全て終了したことから、平成 26 年 10 月 20 日（月）に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとなった。

以上



平成26年 6月16日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

## 諮 問 の 概 要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「国勢調査」（以下「本調査」という。）の平成 27 年の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

本調査は、法第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査である。

また、本調査は、西暦の末尾が 0 の年に実施される大規模調査<sup>（注 1）</sup>と、大規模調査年から 5 年目に当たる年に簡易な方法により実施する簡易調査<sup>（注 2）</sup>とから成り、平成平成 27 年の本調査は、簡易調査に当たる。

本件申請は平成 27 年の本調査の実施に当たり、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法等の調査計画の内容を変更するもの。

現行の本調査の報告を求める事項等

報告を求める事項	調査方法	報告者数
ア 氏名	調査員調査 郵送調査 オンライン調査 （自計報告方式）	約 1 億 3 千万人 （約 5 千万世帯）
イ 男女の別		
ウ 出生の年月		
エ 世帯主との続柄		
オ 配偶の関係		
カ 国籍		
キ 現在の住居における居住期間		
ク 5 年前の住居の所在地		
ケ 在学、卒業等教育の状況		
コ 就業状態		
サ 所属の事業所の名称及び事業の種類		
シ 仕事の種類		
ス 従業上の地位		
セ 従業地又は通学地		
ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段		
タ 世帯の種類		
チ 世帯員の数		
ツ 住居の種類		
テ 住宅の床面積		
ト 住宅の建て方		

（注 1）法第 5 条第 2 項本文の規定に基づき 10 年ごとに行う人及び世帯に関する全数調査である。

（注 2）法第 5 条第 2 項ただし書の規定に基づき行う全数調査であり、西暦の末尾が 5 の年に実施されている。

（参照条文）統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（国勢統計）

第 5 条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を 10 年ごとに行い、国勢

統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 (略)

## (1) 報告を求める事項の追加・削除

調査事項について、以下のとおり追加・削除を行う。

ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加  
東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、従来、大規模調査のみで把握していた両調査事項について、簡易調査においても追加する。

イ 「テ 住宅の床面積」の削除

平成27年の本調査において上記アの調査事項を追加することから、大規模調査及び簡易調査の双方において把握していた本調査事項について、記入者負担の軽減を図る観点から大規模調査のみで把握する調査事項とし、簡易調査の調査事項から削る。

## (2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア 調査組織の変更(集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託)

大規模な集合住宅や社会福祉施設等(以下「集合住宅等」という。)においては、管理会社や施設の運営法人等(以下「管理会社等」という。)の従業員に調査員業務を委託することにより、調査をより円滑に実施できるとの意見が都道府県及び市町村から多く寄せられているため、集合住宅等における調査員業務について、管理会社等への委託が可能となるように変更する。

(注)集合住宅等の管理人などに対しては従来から調査員になってもらうことを依頼していたところであるが、管理人が管理会社等に雇用されている場合は、調査員報酬を受け取ることができないとの理由から受諾してもらえないことが多かった。

イ 調査方法の変更

(ア) オンライン調査の全国展開

調査の効率的かつ円滑な実施や報告者の利便性の向上の観点から、平成22年の本調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国展開し、また、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築する。

また、オンラインによる回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式で調査を実施する。

(イ) 任意封入方式の導入

高齢者世帯の増加に伴い、調査票に回答する際の記入支援が必要な世帯も増えていることから、調査員による記入支援や確認などを円滑に実施するとともに、誤記入などの記入不備を改善するため、報告者から調査員への調査票の提出方法について、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式から、世帯のプライバシー意識に配慮しつつ、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更する。

#### (ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否

単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などから、調査の円滑な実施のために、調査票の郵送回収を必要とする市町村が多い一方、記入不備に伴う審査事務の負担増などから郵送回収の見直しを求める市町村もある。このようなことから、調査票の郵送回収を調査方法の一つとして原則としつつも、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする。

#### (エ) 調査員による他計報告調査の併用

平成 27 年の本調査において上記(1)アの調査事項を追加するため、記入者負担の軽減を図る観点から、調査員が外観等から把握が可能である「ト 住宅の建て方」等については、報告者自ら報告する自計報告方式から、原則として調査員による他計報告方式に変更する。

#### ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策

オンライン調査の全国展開に伴い報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されるため、民間事業者によるコールセンターにおいて新たに調査員からの質問にも対応するなど、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策を実施することとしている。

#### (3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

産業・職業に関する就業状態を表す集計表については、一体で作成・公表することが望まれるが、従前は就業者（約 6 千万人）に係る目視による符号格付<sup>(注)</sup>業務が膨大であることから、結果利用上、優先する必要がある就業者の産業構成に関する集計を産業等基本集計として公表し、その後、就業者の職業構成に関する職業等基本集計を公表していた。

しかしながら、平成 27 年の本調査では、オンライン調査の全国展開などにより、産業・職業の機械的な符号格付の導入による効率化や産業・職業の同時格付などの事務処理の見直しによって、集計体系を見直し、これまでの産業等基本集計及び職業等基本集計を就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表を一体として同時に作成・公表する。

さらに、機械的な符号格付の導入により集計作業が効率化されるため、調査実施から調査結果の公表までの期間を前回調査における 3 年 1 か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から 2 年 3 か月（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮する。

また、集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等を行う。

(注) 調査対象者が記載した勤務先の産業や職業について、統計処理が可能となるよう、分類基準に従い、分類符号を付与すること。

#### (4) その他

記入者の視認性や分かりやすさの向上の観点から、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等について、必要な改善を行う。

### 3 特記事項

#### (1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況

前回の平成 22 年本調査に係る統計委員会の答申「諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について」（平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号）においては、「平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入をしやすくする観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。」とされている。

これを踏まえ、総務省は数次にわたり試験調査を実施したほか、外部有識者を加えた会議を開催するなどにより、調査事項、調査方法等についての改善策を検討し、その結果を踏まえて今回の申請を行っている。

このため、本課題の調査実施者における検討内容の適否について、確認する必要がある。

#### (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、「国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。」との課題が指摘され、これについては、平成 27 年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

これを踏まえ、総務省は上記(1)と同様に調査方法等に関する検討を実施し、その結果を踏まえて、今回、オンライン調査の対象を全国に拡大するなどの申請を行っている。

また、公表時期についても、前記 2(3)のとおり、調査実施時期から調査結果の公表までの期間を前回調査における 3 年 1 か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から 2 年 3 か月後（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮することを計画している。

以上のような、基本計画における指摘事項への調査実施者の対応の適否について、確認する必要がある。

以上

# 国勢調査の概要

## 前回調査の概要

調査の目的：統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。

調査の周期：大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施

調査日：平成 22 年 10 月 1 日 午前零時現在

調査の対象：平成 22 年 10 月 1 日現在、我が国に常住する全ての人

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

主な調査事項：世帯員に関する事項（男女の別、出生の年月、就業状態など 15 項目）

世帯に関する事項（世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など 5 項目）

調査の方法：＜調査票の配布＞

調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布

＜調査票の回収＞

調査員（全封入）、郵送又はオンライン（東京都に限る。）による回収

＜フォローアップ回収＞

所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が該当世帯を訪問して調査票を直接回収

事務の流れ：



利活用状況：【法定人口としての利用】

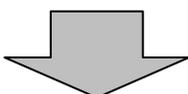
衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

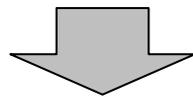
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等



## 近年の重要課題（新たなニーズ）

平成 27 年国勢調査においては、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、調査方法等について所要の見直しを行う。

- ア オンライン等を活用した調査の効率的かつ円滑な実施
- イ オートロックマンションや高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化への対応
- ウ 東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態の把握
- エ 調査結果の公表早期化、統計表の充実等の統計ニーズの増加への対応



## 平成 27 年調査のポイント

- ア 調査方法の変更
  - ・ オンライン調査の全国展開（前回調査は東京都のみ）、スマートフォンにも対応したオンライン調査システムの構築
  - ・ オンライン調査を推進するため、調査票の配布に先行して、オンラインによる回答期間を設定する方式で調査を実施する。
  - ・ 集合住宅や社会福祉施設等における調査員業務を管理会社等へ委託できる仕組みの構築
  - ・ 高齢者世帯に対する記入支援対策として、調査票の調査員への提出方法を任意封入方式で実施
  - ・ 郵送による調査票の回収を地域の実情に応じ、市町村ごとの選択制で実施
  - ・ コールセンターの拡充・強化（調査員からの照会対応の実施等）
- イ 調査事項の変更
  - ・ 東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、「現在の場所に住んでいる期間」及び「5年前に住んでいた場所」を追加
  - ・ 記入者負担の軽減を図るため、「住宅の床面積」を削除
- ウ 調査結果の公表時期の短縮等
  - ・ 調査実施から調査結果の公表までの期間を2年3か月に短縮（前回調査は3年1か月）
  - ・ 集計体系を見直し、産業等基本集計と職業等基本集計を統合し、就業状態等基本集計等に再編

# 平成27年国勢調査 実査フロー

## オンライン調査の全国展開と推進

調査対象世帯の回答の選択肢を増やすことにより利便性を高めるとともに、調査票の記入状況の改善を図るため、オンライン調査を全国展開する。

また、オンライン調査での回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンラインによる回答の期間を設定する方式で調査を実施するとともに、スマートフォンにも対応したものとする。



「諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について」  
 (平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号)における「今後の課題」

3. 今後の課題

平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。

なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)

(抜粋)

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関する事項」

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。